

業務委託基本契約書

株式会社***（以下、甲といいます）と株式会社レップワン（以下、乙といいます）とは、甲から乙への業務委託に関し、ここに以下の通り基本契約（以下、「本契約」という）を締結します。

第1条（目的）

本契約に定める条項は、甲乙間において現在締結され、又は将来締結されることのある個別契約（注文書・注文請書を含むものとし、以下においても同様とする）のすべてに共通に適用されるものとする。

第2条（委託業務の範囲）

本委託業務は次の各号に定めるものとし、乙は自己の専門的な知識もしくは経験を用いて本委託業務を遂行するものとする。

- (1) システム運用支援サービス
- (2) ネットワーク管理サービス
- (3) サービスデスク業務
- (4) コンピューターおよびコンピューター関連機器のメンテナンスサービス
- (5) その他前各号に付帯関連する一切のサービス

第3条（個別契約）

前条各号に関する個々の業務（以下、「本件業務」という）の内容、仕様、納期、納入場所、作業場所及び業務委託料金等については、別紙にて定める。

第4条（主任担当者）

1. 甲および乙は、本委託業務のための指示、報告、連絡、確認を行う窓口として、各々主任担当者を定め、書面をもって相手方に通知するものとする。尚、主任担当者を変更した場合は、直ちに書面をもって相手方に通知するものとする。
2. 甲および乙は、本契約に定めた事項のほか、本業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理および相手方への依頼、その他相手方との連絡、確認を必ず主任担当者を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合はその限りではない。

第5条（業務従事者）

1. 本委託業務に従事する乙の要員（以下「業務従事者」という）の選定は、乙がこれを行い業務従事者の氏名を甲に書面にて提出しなければならない。業務従事者に変更があった場合も同様とする。
2. 乙は、労働法規その他関連法令に基づき、業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本委託業務に関する指示、労務管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3. 乙は、本委託業務上、業務従事者が甲の事業所に立入る場合、業務従事者に対し、教育指導に万全を期すとともに、甲の定める防犯、セキュリティ、及び秩序維持に関する一切の規則・規定等を遵守させるものとする。

第6条 (成果物の検収)

1. 甲は、成果物について、納入した日から起算して14日以内に速やかに検査を行うものとし、甲の要請があった場合には乙立会いの上検査を行うものとする。
2. 甲は前項の納入品が合格であると認めた場合は、検収が完了した旨を乙に通知するものとする。なお、本通知をもって成果物の納入が完了したものとする。
3. 乙は、当該検査の結果が不合格となった場合は、甲の指定する期日までに甲の指示に従い、成果物を修正の上、再検査を受けなければならない。

第7条 (業務委託料の計算および支払)

1. 乙は、成果物について、第6条に基づき納入が完了した後、甲の定める手続きに従って、本契約に定める業務委託料を甲に対し請求することができる。
2. 甲は、業務委託料をその金額に課税される消費税相当額とともに乙の指定する金融機関の口座に振込むことによって支払うものとする。
3. 業務委託料の計算基準は別紙にて定める。
4. 振込手数料は、乙の負担とする。

納品日	毎月末日
締切日	納品日の翌月15日までに甲から乙に報告、請求を行う
支払日	納品日の翌月末日まで
支払方法	銀行振込

第8条 (連絡協議)

甲および乙は、本委託業務が履行される期間中、その進捗状況の報告、問題点の協議、解決、その他本委託業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて会議を開催できるものとする。

第9条 (資料・情報等の取扱)

1. 甲は、乙が本委託業務を完了するために必要な資料・情報等について可能な限り乙の便宜をはかるものとする。
2. 乙は、前項の資料・情報等については善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、甲の指定する期限までに甲に返還しなければならない。甲は、乙が本件業務を完了するために必要な資料・情報等について可能な限り乙の便宜をはかるものとする。
3. 乙は、前項の資料・情報等について、善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管し、甲から乙に委託した本件業務以外の用途に使用してはならない。

第10条（機密保持）

1. 乙は、本件業務の遂行上知り得た甲の機密情報を、甲に無断で第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ当該機密情報の漏洩の可能性を事前に排除する様、十分に注意しなければならない。
2. 乙は、業務従事者の身元に雇用主としての責任を負い、業務従事者に対し、前項同様の義務を負わせるものとする。

第11条（責任範囲）

1. 乙は、個別契約に基づく成果物又は実施した作業等の疑義について、当該個別契約に定める成果物の納入又は実施作業の完了後といえども誠意をもって説明するものとする。
2. 乙は、納入された成果物又は実施した作業等に理論上の誤り、その他乙の責に帰すべき事由により補修又は追加を必要とするときは、責任をもってこれにあたるものとする。本契約および個別契約に定めのない事項または本契約および個別契約の条項の解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令を尊重し、甲乙協議の上、円満に解決する。

第12条（再委託）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
2. 乙は、前項に基づき再委託する場合、当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約及び個別契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
3. 乙は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第13条（契約変更）

1. 甲及び乙は、本件業務を完了するために必要であり、かつ、やむをえないと認めた場合は、本契約第3条の本件業務の内容等を変更できるものとし、相手方に対し事前に書面により通知するものとする。
2. 前項により通知があった場合は、当該変更内容につき事前に連絡協議会等で甲乙協議の上、個別契約の条件に影響を及ぼすときには、速やかに変更契約を締結するものとする。
3. 業務委託の要領は、前項に基づき変更契約を締結しない限り、変更することができないものとする。

第14条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、甲及び乙は、相手方に対して何等の催告も行わず本契約又は個別契約の全部又は一部を解除し、相手方に対し損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本契約又は個別契約の条項の一に違反した場合。
 - (2) 本契約及び個別契約の履行に関し、相手方に不正又は不当の行為があった場合。
 - (3) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けた場合。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分又は租税滞納処分を受けた場合。
 - (5) 会社更生手続、民事再生手続の開始、破産、特別清算もしくは競売を申し立てられ、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始、破産もしくは特別清算の申し立てをした場合。
 - (6) 自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合。
2. 甲及び乙は、前項第3号乃至第6号の事由が生じた場合は、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
 3. 甲は、乙の責に帰すべき事由により、個別契約にて定める委託業務を完了する見込みがない場合、乙に対して何等の催告も行わず本契約又は個別契約の全部又は一部を解除し、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

第15条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約及び個別契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡、承継し、又は担保に供してはならないものとする。

第16条（事前連絡事項）

乙において、その本支店・営業所の移転、商号の変更、事業目的の変更、事業の譲渡、組織変更、合併、解散、廃業等、本契約及び個別契約に影響を及ぼす事項が生じる場合には、あらかじめ甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、乙が行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会的団体又は勢力（以下、「反社会的勢力」という）でないこと。
 - (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと、及びこれに準ずる行為を行わないこと。
 - (4) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと、及びこれに準ずる行為を行わないこと。
 - (5) 反社会的勢力を名乗るなどして甲の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、及びこれらに準ずる行為を行わないこと。
 - (6) 乙の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないこと。
2. 乙は、前項の規定を、乙の委託先及び乙の調達先にも順守させる義務を負うものと

する。

3. 乙は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに甲にその事実を報告するものとする。
4. 甲は、乙が前三項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに基本契約、個別契約の名称を問わず、甲乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
5. 甲は、前項に基づき甲乙間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を乙に請求できるものとする。

第18条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成**年**月**日から平成**年**月**日（1ヶ年）までとする。但し、前項の期間満了の3ヵ月前までに、甲又は乙が相手方に対し文書による本契約の終了の通知がない場合は、期間満了の翌日から起算して1ヶ年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第19条（協議事項）

本契約および個別契約に定めのない事項または本契約および個別契約の条項の解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令を尊重し、甲乙協議の上、円満に解決する。

第20条（管轄裁判所）

本契約または個別契約において甲乙間に紛争が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約は平成 年 月 日をもって発効するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

(甲)

(乙) 大阪府大阪市中央区本町 1-1-3

本町橋西ビル 9階

株式会社レップワン

代表取締役 福田 兼児 ㊞

(年 月 日)

(20**年**月**日)